

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、西条市の体育振興に貢献したもの及び各種スポーツ大会に優秀な成績を収め、他の模範となるものについて表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) スポーツ優秀選手賞（個人・団体）
- (3) 優秀指導者賞

(推薦の範囲)

第3条 推薦の基準は次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞 西条市の体育振興に著しい功績のあったもの、又は公益財団法人西条市スポーツ協会の発展に顕著な功労のあったもので年齢は50歳以上のもの。

イ、協会の理事・監事、評議員を10年以上務め、特に功績顕著であると認められるもの。

ロ、協会加盟団体の会長、副会長、理事長、理事又はこれらと同等の職にあるもの。

(10年以上)

ハ、地域又は職域において、引き続き10年以上体育の普及奨励のために企画又は指導に率先して活躍しているもの。

ニ、その他、西条市の体育、スポーツの普及発展に特に貢献したと認められるもの。

- (2) スポーツ優秀選手賞（個人・団体） 過去1年以内における県大会以上の大会において優秀な成績若しくは記録を収めたもの。

イ、全国大会で8位までに入賞したもの。

ロ、四国大会で1・2位の成績をあげたもの。

ハ、県公認新記録以上の記録を樹立したもの。

ニ、県大会以上の大会で次の連続優勝したもの。

(3年・5年・10年)

- (3) 優秀指導者賞 永年にわたりスポーツチーム又は個人の育成、指導に貢献し、その功績が顕著で受賞に値すると認められたもので、次のいずれかに該当するもの。

イ、優秀選手賞（個人・団体）の選考基準の各項目に該当する選手の育成に直接功労があったと認められる指導者。

ロ、スポーツの指導に10年以上献身的に従事し、他の模範とするに足るもの。

（推薦）

第4条 加盟団体及び理事は前条に該当するものがあるときは、会長の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した推薦状を添えて会長に推薦するものとする。

(1) 氏名、住所、生年月日

(2) 所属団体

(3) スポーツ歴

(4) 推薦理由

(5) その他特記すべき事項

（受賞者の決定）

第5条 受賞者の決定は、理事会において審議し、決定する。

（表彰）

第6条 表彰は会長が表彰状または感謝状を贈呈してこれを行う。表彰には記念品を添えることができる。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の日の登記の日から施行する。

表彰規程運用基準

1. 高校生、中学生、小学生の取扱いについて

社会体育においては、理事会において認めた競技会を対象とする。学校体育においては、西条高等学校体育部、西条農業高等学校体育部、東予高等学校体育部、丹原高等学校体育部、小松高等学校体育部、西条市中学校体育連盟、西条市小学校体育連盟より推薦されたもので、西条市内の学校に在学しているものを対象とする。

2. 愛媛県大会、四国大会、全国大会について

競技会の内容、運営が適正とみとめられるもの。

(大会の名称、主催、後援、規模、参加範囲、参加人数、参加方法等)

3. その他

(1) この賞の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの間とする。

(2) 競技団体に関係のないものであっても、特に西条市のスポーツ振興に貢献があったものは対象とする。

附 則

この基準は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から適用する。